時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年二月廿四日　土曜日
舊曆甲午正月十九日　(丁、酉)
日出午前六時十九分　日入午後五時三十分
月出午後十一時四分　月入午前八時二十三分
滿潮午前八時十一分　午後八時二十八分
(西曆一千八百九十四年)
年始より五十五日　年末まで三百十日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

前金●●一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價●●●●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

印度の銀問題

倫敦發の電報に據れば印度政府は自今カウンシル、ビル(同政府が英國にて仕拂を爲すために發行する印度大藏省宛の爲替)を爲替市價にて賣捌ふことに決したりと云ふ(本月二十一日の時事新報電報欄內)抑も印度國に行はるゝ通貨は留銀にして政府の歳入は都て此銀貨にて徴集するの慣習なる其一方に於て同國政府は公債の利子、軍隊の維持費、其他種々の費用として毎年凡そ二千六百萬磅の巨額を金貨にて英國政府に支拂ふ可き義務あるを以て近來銀相場の下落甚だしきが爲めに政府の會計に未曾有の困難を生じ昨年に至ては最早や破產の外に殆んど路なき程の慘境に陷り進退維谷の曉遂に同年六月最後の手段として斷然多年來の幣制を改め銀の自由鑄造を廢止して同時に都て政府の歳入計算には十五留(ルーピー)を以て一磅と爲す可き旨を布告したり(即ち一留の相場十六片に當る)蓋し此改革の目的は印度領內に銀の輸入を防ぎ留貨をば一種の補助貨と爲して其相場を高くし以て政府の收入と支出と相償はしむるの一事に外ならざりしなれども其後實際の成績を見れば改革者の期したる所は全く齟齬して印度政府一紙の布告はよく世界の大勢に逆ふて留貨の價を維持するを得ず大藏卿が倫敦にてカウンシル、ビルを賣らんとして十六片の相場に買ふ者なきゆゑ止むを得ず少しく低價にて賣捌きたりしに忽ち改革派の攻擊を蒙りて默止し難き場合と爲り又止むを得ず其低價に制限を設けて少なくとも十五片四分の一より以下の相場にては賣捌はさるをに決定したり然るに世間にては此相場を不當なりとして更に應ずる者なく是れが爲め昨年七月より十二月までの間にカウンシル、ビルの賣高は僅に九十萬磅計にして之を一昨年同時期の賣高に比すれば凡そ七分の一に過ぎずカウンシル、ビルの賣捌斯く不景氣なるよりして印度政府は立どころに毎月の經費支拂の錢に窮し遂に公債を發行して一時を彌縫するの必要を感ずるに至れり然のみならずカウンシル、ビルにして賣れざる間は印度政府の徴集したる租税は都て空しく國庫に堆積して商賣市場に出るの路なく爲めに同國の金融に容易ならざる影響を及ぼすを以て大藏卿の苦心一方ならず遂に去月下旬意を決してカウンシル、ビル五百萬留を倫敦市場に持出して公賣に附し其中二萬五千磅をば一留十四片少餘の相場にて賣捌ひたり此一事は即ち留貨に十六片の人爲價格を附したる政策の全敗を證明するものにして積て又此度の電報に據り印度政府が留貨維持のみとを斷念したるの事實は愈よ明白となれり今後同政府は如何なる方策を取りて目下の危急を免かれんとするか或は大に英國の保護を仰で金塊を買入れ純然たる金貨國と爲すが如きも自から一法ならんかなれども昨今の有樣にては容易に其事の行はる可しとも思はれず兎に角に印度の財政は今日に至りて毫も困難を減じたるの徴候なければ昨年の幣制改革は先づ以て失敗に歸したりと斷言して差支なかる可し而して此失敗の責任は都てグラッドストーン內閣の頭上に落るものにして英國の政治社會には既に此問題を捕に取りて頻りに現內閣を攻擊する者なきに非ず思ふに同國保守黨の中には兩貨制を主張する論者少なからざれば或は自今同黨は金銀論を以て黨派問題と爲し大に現內閣を攻擊して遂にはグ氏をして辭職せしむるに至るやもなしとも云ふ可らず我輩は刮目して今後印度政府の財政始末如何を見んと欲する者なり

雜報

○大坂紡績絲の好況

大坂に於ける紡績絲の賣行き益す好況を顯し去る二十日は左撚二十手絲九十三圓七十錢右撚十六手絲八十八圓迄騰貴したるも此勢にて押行く時は左二〇絲の如きは百圓にも登らんとの氣込あれば注文のある次第に從び紡績會社は益す賣澁る景況なり左れば市中の在荷とて更になく各地より電報にて注文申込續々あれども大體の會社は皆謝絶の有樣なれば經濟社會不時の變動なき限りは或は紡績會社の見込通り百圓の高直を見るも計り難く元來同品の斯く迄好況を顯せしは海外爲換相場の暴落にて孟買絲の輸入皆無に歸したるが上に和歌山の綿ネル機場の如き例年此頃より暫時休業するの慣例なりしも本年の如きはネル機を休むる代りに天竺木綿の織出に着手し其他支那向の金巾木綿類の織出し自然盛んに趣く者は綿絲賣行の氣勢を强めたる事疑なしと云へり

○孟買綿の騰貴

去る十九日孟買より大坂內外綿會社に達したる電報に依ればブロチ綿不作を告げ五十錢切の騰貴をありしも電文簡短にして其不作とは如何なる程度なるかは知るに由なきも兎に角孟買ブロチ綿は目下收穫期に際せば豫想の收穫より幾分の減作を見しに相違なかるべきも大坂表に於ては近來內外綿の賣行き殆んど沈靜にして相場の如きは去る一月四日の初相場以來其儘据置き毫も變更するの必要を感ぜざりしが右電報に接して翌日相場表に改正を加へたれども綿の不捌は依然變る事なく綿屋と紡績業者の白眼合の姿なるが元來此頃の如く紡績絲の好況にも拘らず綿の不捌なるは少しく違例の樣なれども紡績業中大會社の如きは支那孟買より直取引を爲す向も多く錢て加て金融引締り金利の騰貴せるより大體の紡績會社が多額の綿を貯藏して金利の嵩を恐るゝの風あれば唯當用小口の注文に止め又之と同樣綿商に於て先々の見込はさて置き金利を恐れて手放さんとするより絲價の割合に綿價の引立難きなり左る故に目下大坂にある孟買支那綿凡そ二萬二三千俵あれば產地少々の高直は內地の相場に夫程の感じなしと雖も兎に角去る二十日同地の相場孟買ステチ二十二圓四十錢ブロチ二十二圓米國綿上等二十六圓五十錢支那雲錦々玉十八圓二十錢の價格に改正したり尤も支那綿は昨年氷結前上海より孟買綿同樣の積送をなし香港地方へ多く積出したれば目下上海の在荷昨年に比して稍少數なる上氷解の期節至らば漢江地方へも輸出すれば今後益す騰貴の見込なるよし然れども今日の處內地居留の清商等は未だ思惑する者なしと云へり

○和歌山織布、南陽紡績兩社の創立

和歌山紡績會社の赤城友次郎氏外數名の發起せし和歌山織布會社(資本金二十五萬圓)は既に和歌山紡績會社に相對して同市傳法橋南の町に一町二反歩の工場建設地を買入れ英國プラットに注文せし工場の設計は去る二十日大坂に着したるより三井物產會社大坂支店の手に於て設計し來る三月下旬より起工し六月中に竣功するに決し又同氏等が今度更に右織布會社の對岸なる傳法橋前町の縣署付屬地二町三反の地所を他の換地と交換し此處に南陽紡績會社を新設するに決し京坂地方に在る和歌山紡績の株主に協議したるに何れも贊成を表したるより此紡績會社資本金を五十萬圓とし十六手已上二十五手迄及二十六手已上三十五手迄を紡出する機械二萬錘を据付る筈なるが落成後は和歌山ネルの原綿は最早他の紡績絲を仰ぐに及ばざるべしと云ふ

○灘興業株式會社の船

にかゝる攝州九播陽丸の二船
酒を搭載して運搬するものな
るを航路の平易なるとより船
に近來兎角船舶の沈沒或は危
社にても保險の必要を感じ一
險會社を右船體を各五萬圓に
保險金を拂込みたりと云ふ

○韓商の對外商同盟

せる商法會社より去る九日左
商業會議所に送り越したりと

本港客主都中爲敬通事、專自內、港市交易、勿論彼此、以務亦可明的、然後庶期商旅之無規濟弛、所謂客主、以口手又於實買只行空樣、使貨主所及此實所欵寒、此若不趁即難成樣矣、豈不圖別其策、社都中、則設爲一社、名曰商法價限、必以實錢相用、而勿論務實之遵、嚴經令飭、向來本月底、又承再飭、自我商客行、事會議歸一、故不得不先以呈爲去乎、仰……千萬幸甚、手韓商驗觀之鑑、

一　自甲午正月初一日起、

一　務行實錢事　各穀斗量之時、彼此斗

一　致論拒事　正貨權衡之際、彼此相

租事

癸巳十二月　日

卽ち商規の漸く弛めるを矯正目的を以て監理使の命に依りて商法會社と云ふを設立し之正するものとなり韓暦正月元那商其他の外商より發せし韓よりも手形を振出さず以後凡つ向後は互ひに嚴重に取締を斗量衡を用ゐて相互の輪攫を云ふに在り聊も韓錢手形とは取引上不便なるより日淸各商用の厚薄みそあれ一種の紙幣媒介をなし居るものにして仁其他の商人より發せる手形の萬圓はあるべしと云へば一朝るみとゝなれば現金取引の爲途の狹めらるゝとより一時はらざる影響を及ぼし從來己れ倍せる手形を發し或は毫厘の居れるが如き小商人は孰れもども實際の資本を具へ居れる人の爲めに市場を擅き亂さるに一掃し去り却て仁川に於けを得るに至るの利益ありと說

○直江津取引所認可取消

取引所設立認可に對し同町三
裁判所に於て右取消請求の訴
由とする處は石塚六三郎外十
る農商務大臣の處分は發起人
なる者を經ず後て其認可を取
ふにありし然るに同裁判所は本
許の取消を請求する者にして